# 令和3年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント

- 〇 <u>介護職員等特定処遇改善加算を取得している施設・事業所</u>における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、令和2年と令和3年を比較すると7,780円の増となっている。
- 〇 なお、同加算の効果として、<u>令和3年度に新たに取得している施設・事業所</u>における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額をみると、令和2年と令和3年を比較すると**13**,**410円の増**となっている。

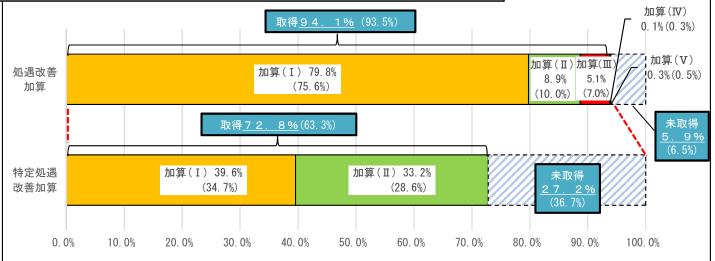
平均給与額(月給・常勤の者)	令和3年9月	令和2年9月	差額
特定処遇改善加算(I)~(Ⅱ)を取得している 施設・事業所の <u>介護職員</u>	323, 190円	315,410円	<u>7,780円</u>
うち、 <u>令和3年度に新たに同加算を</u> 取得している施設・事業所の <u>介護職員</u>	293,800円	280,390円	13, 410円

- ※1 調査対象となった施設・事業所に令和2年度と令和3年度ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
- ※2 平均給与額 = 基本給(月額) + 手当 + 一時金(4月~9月支給金額の1/6)
- ※3 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

### 給与等の引き上げの理由(複数回答)

令和3年度介護報酬改定	特定処遇改善加算	処遇改善加算	左記に関わらず
を踏まえて引き上げ	を踏まえて引き上げ	を踏まえて引き上げ	引き上げ
9. 5%	23.1%	15. 2%	60.5%

## 処遇改善加算・特定処遇改善加算の令和3年度の取得状況(加算の種類別)



### 1 特定処遇改善加算を配分した職員の範囲(複数回答)

経験・技能のある介護職員	92.0%
他の介護職員	85.0%
その他の職種	53.3%

	看護職員	72.9%
	生活相談員・支援相談員	65.8%
>	事務職員	61.1%
	介護支援専門員	47.1%

※ 上位4職種を掲載

### 2 経験・技能のある介護職員の賃金改善の状況 (一部複数回答)

月額平均8万円以上の賃金改善を実施	11.4%
改善後の賃金が年額440万円以上となる 賃金改善を実施	40.8%
既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる	38.5%
月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が 年額440万円となる者を設定できなかった	32.8%

#### 3 特定処遇改善加算の届出を行わない理由(複数回答)

賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	42.2%
職種間の賃金バランスがとれなくなることが懸念	40.2%
賃金改善の仕組みの定め方がわからない	33.9%
介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念	33.4%

※ 上位4つを掲載

- ※1 特定処遇改善加算の取得割合は、処遇改善加算(I)~(Ⅲ)の事業所に対する割合
- ※2 括弧は令和2年度調査時の取得割合